

防衛省訓令第35号

定年前再任用に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

防衛大臣 浜田 靖一

定年前再任用に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、定年前再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定年前再任用 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第41条の2第1項の規定により採用することをいう。

(2) 官房長等 大臣官房長、人事教育局長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

(3) 任命権者 法第31条第1項の規定により隊員の
任免について権限を有する者をいう。

(隊員への周知)

第3条 官房長等は、所部の隊員に対して、定年前再任用に関する事項を周知させるように努めなければならない。

(選考)

第4条 法第41条の2第1項に規定する選考は、当該選考により採用しようとする官職に係る任命権者が行うものとする。

2 前項に規定する選考は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第54条の4第2号に規定するその他定年前再任用を行う官職の職務遂行上必要な資質及び能力として健康診断の結果を用いるものとする。

(選考の結果の通知)

第5条 任命権者は、前条の規定により採用候補者を決定した場合には、書面により採用候補者にその採用（採用内定を含む。）その他必要な事項を通知しなければ

ばならない。

（報告）

第 6 条 官房長等は、毎年 5 月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を防衛大臣に報告しなければならない。

（委任規定）

第 7 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長等が定める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。